

厚生事業を利用する際の組合員資格の確認について

■特定健康診査・人間ドック等の健診

医療機関等で保険診療を受ける際と同様です。 **令和7年12月1日までは現行の組合員証等の提示可**

- ※【マイナ保険証の場合】
対応していない健診機関もありますので、事前に健診機関にご確認ください。

■こころの健康相談室、こころと暮らしの法律相談、 宿泊施設利用助成、宿泊施設の相互利用、団体割引施設

次の①～③のいずれかを提示願います。 **令和7年12月1日までは現行の組合員証等の提示可**

- ※【後期高齢者医療制度の被保険者である組合員の方】
従前どおり、利用日の10日前までに厚生貸付係までご連絡願います。(075-414-5807)

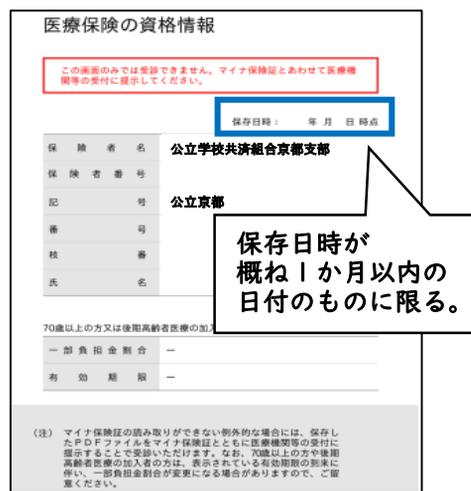
①マイナポータル[※]の資格情報画面



マイナポータルに
ログイン後
「健康保険証」を
タップ

資格情報画面が表示されたら
下へスクロール
→保険者名「公立学校共済
組合京都支部」が表示さ
れた状態で、画面を提示

※資格情報画面でダウンロードできるPDFファイル「医療保険の資格情報」の画面やその印刷物の提示も可能



※画面の提示やPDFファイルの印刷が困難な場合は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示してください。(どちらか単独は不可)



②資格確認書



③現行の組合員証 (被扶養者は被扶養者証)



令和7年12月1日まで有効
※12月2日以降は使用できません。

※その他厚生事業の利用に必要な書類等については、別途ご準備ください。